

福岡県公報

平成23年9月2日
第3300号

目次

告示(第1467号-第1484号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課) ……………	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) ……………	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) ……………	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) ……………	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	6
公 告		
○平成23年度技能検定(後期)の実施	(職業能力開発課) ……………	6
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) ……………	8

告 示

福岡県告示第1467号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡福智町金田275番地104及び275番221から275番256まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡福智町金田937番地2
福智町長 浦田 弘二

福岡県告示第1468号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳字大内田582番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市中央6丁目21番33号
上田 美津子

福岡県告示第1469号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字上梶原字大坪273番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫郡那珂川町大字上梶原177
富田 純二

福岡県告示第1470号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上岩田字大添992番1、992番17から992番21まで、1023番1から1023番5まで、1042番1及び1082番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大阪市中央区南久宝寺1丁目5番9号
株式会社 Paltac
代表取締役 折目 光司

福岡県告示第1471号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字苅田字稗田2494番3、2494番5、2497番1、2497番3から2497番8まで、2498番2、2498番6、2500番2及び2500番3並びにこれらの区域内の道路である町有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町神田町一丁目4番地の15

臨海商事有限会社

代表取締役 渡邊 剛

福岡県告示第1472号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上西鯨坂243番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市合川町1294番地1 グラス202号
廣瀬 崇

福岡県告示第1473号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡みやこ町勝山黒田字チンナミ766番1、767番1、767番2、768番1、769番1、770番、770番2、771番2及び771番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都大田区大森西2丁目32番7号
フコク物産株式会社
代表取締役 木部 清敬

福岡県告示第1474号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
古賀市千鳥一丁目1612番3の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

福岡県告示第1475号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 亀石(2)
- 2 区域の所在地 宮若市本城字田渕
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	字	地番	標柱番号
宮若	本城	田渕	1467番	1号
			1468番	2号
			1469番1	3号
			1454番2	4号
			1455番	5号

		1460番1	6号及び7号
		1462番	8号
		1463番1	9号

福岡県告示第1476号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 松崎三丁目(2)
- 2 区域の所在地 福岡市東区松崎三丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区		地番	標柱番号
福岡	東	松崎三丁目	1018番4	1号
			1011番	2号
			1035番	3号
			987番	4号
			989番1	5号
			998番	6号
			1004番3	7号
			1007番1	8号
			1015番	9号

福岡県告示第1477号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 天神山
- 2 区域の所在地 直方市大字植木字天神山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	大字	字	地番	標柱番号
直方	植木	天神山	185番15	1号、7号及び8号
			185番30	2号
			192番1	3号
			190番	4号
			184番	5号
			185番19	6号

福岡県告示第1478号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人和の文化研究会

- (2) 代表者の氏名

荒木 正見

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目4番3号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本人が古来大切に伝えてきた文化を見直し、忘れかけた文化を発掘し、和の文化をわれわれの生活に取り入れて、豊かな日常生活を送ることができるよう、研究及び実践活動を行うことを目的とする。

福岡県告示第1479号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人NPO まちづくり じょうわ

- (2) 代表者の氏名

平田 種一

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区田島5丁目5番19号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む高齢者の買い物支援事業、子どもの健全育成及びその他の人々の経済的自立の支援等を行うことによって、地域コミュニティの活性化を図り、新しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1480号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人びーすふる絆

(2) 代表者の氏名

今村 太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市八尻町3丁目21番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域共生、食育、生活支援、里親支援、人材育成に関する事業を行い、社会全体の公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1481号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年12月2日農林水産省告示第1942号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1482号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年2月28日農林水産省告示第271号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬 十文字線 小郡	前	朝倉市佐田5015番1先から 朝倉市佐田5193番6先まで	7.6 ～ 21.0	172.0
			後	朝倉市佐田5015番1先から 朝倉市佐田5193番6先まで	7.6 ～ 11.9	172.0

福岡県告示第1484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年9月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
朝倉	塔瀬 十文字線 小郡	朝倉市佐田5015番1先から 朝倉市佐田5193番6先まで

公 告

公告

平成23年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定める

ところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試

験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)

(3) 3級

機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工(エーエルシーパネル工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 16,500円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,000円とする。

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成23年12月5日(月曜日)から平成24年2月19日(日曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成23年11月25日(金曜日)に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種にに応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 ローブ加工、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験 (イ) 3級 機械検査、電気機器組立て及び配管	平成24年1月22日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 特級 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形 (イ) 1級及び2級 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図、さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、強化プラスチック成形、パン製造及びコンクリート圧送施工 (ウ) 3級 冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図、時計修理及び貴金属装身具製作 (エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工	平成24年1月29日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成24年2月1日 (水曜日)	
(ア) 1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、自動ドア施工、電気製図、塗装及び機会保全 (イ) 3級 プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図 (ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工	平成24年2月5日 (日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044福岡市東区千早5丁目3番1号電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成23年10月3日（月曜日）から同年10月14日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成23年10月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、

2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3601）に対して行うこと。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年8月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 宅建産業	久留米市津福本町2056-5	寺崎 はるみ	平成22年4月8日・平成23年 6月26日 福岡県知事許可（特・般-22 ・23） 第81007号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業並びに管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社宅建産業及び同社の代表取締役は、虚偽の記載をした貸借対照表を県に提出したとして、平成23年7月27日久留米簡易裁判所から、同社が罰金80万円、同社の代表取締役が50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。